

補助金受け取りの流れ①（雨水浸透ます）

1 内灘町排水設備等工事指定業者に相談し、雨水浸透ますを選択する。（設置はまだしないでください。）

↓

2 補助金交付申請書（様式第1号、別紙1）を提出する。

【添付書類】①設置場所の住宅地図

②建物平面図（設置箇所を記載する）

③雨水浸透ますの構造図（寸法・容量が記載されているもの）

④見積書（工事店または販売店の押印があるものの写し）

⑤着工前の写真

⑥税関係調査同意書

⑦同意書（土地・建物の所有者と浸透ます設置者が異なる場合）

↓

3 補助金交付決定通知書を受け取る。（申請者の方へ郵送します。工事店の方には電話等でご連絡します。）

↓

4 雨水浸透ますを設置する。（着工前と施工中、完成後の写真撮影が必要です。）
（※着工前と施工中の写真は、工事完了後には撮影不可能です。ご注意ください。
また写真は12種類必要です。詳しくは別紙をご参照ください。）

↓

5 補助事業実績報告書（様式第4号）を提出する。

【添付書類】①領収書（工事店または販売店の押印があるものの写し）

②写真一式（12種類）

↓

6 補助金確定通知書を受け取る。（申請者に郵送します。）

↓

7 請求書及び協定書（※協定書は2部）を提出する。

↓

8 補助金及び協定書（押印済み1部）を受け取る。（申請者に郵送します。）

補助金受け取りの流れ②（雨水貯留槽）

1 雨水貯留槽を選択する。（購入・設置はまだしないでください。浄化槽転用貯留槽の場合は内灘町排水設備等工事指定業者に相談してください）

↓

2 補助金交付申請書（様式第1号、別紙1）を提出する。

【添付書類】①設置場所の住宅地図
②建物平面図（設置箇所を記載する）
③雨水貯留槽の構造図（寸法・容量が記載されているもの）
④見積書（工事店または販売店の押印があるものの写し）
⑤着工前の写真
⑥税関係調査同意書
⑦同意書（土地・建物の所有者と雨水貯留槽設置者が異なる場合）

↓

3 補助金交付決定通知書を受け取る。（申請者の方へ郵送します。）

↓

4 雨水貯留槽を購入・設置する。（着工前と施工中、完成後の写真撮影が必要です。）
（浄化槽転用の場合は、工事完了後の槽内の写真も必要です。）

↓

5 補助事業実績報告書（様式第4号）を提出する。

【添付書類】①領収書（工事店または販売店の押印があるものの写し）
②写真一式（完成前及び完成後）

↓

6 補助金確定通知書を受け取る。（申請者に郵送します。）

↓

7 請求書及び協定書（※協定書は2部）を提出する。

↓

8 補助金及び協定書（押印済み1部）を受け取る。（申請者に郵送します。）

※トイレの排水等に利用する場合は、別途排水量を計測するメーターをお客様のご負担で設置していただく必要があります。また、計量法上、メーターは8年ごとの取替が必要です。

※再利用する雨水をお子様が誤飲したりしないようご注意ください。